令和元年第10回 箕面市農業委員会総会会議録 令和元年10月16日(火)

箕面市農業委員会

- 開催日時 令和元年10月16日(火)
 午後1時30分から午後2時18分まで
- 2. 出席委員(20名)

 1番 阪本 喜代治 2番 二石 博昭
 3番 神代 繁近

 5番 西田 茂信
 6番 稲野 実
 7番 清水 哲朗

 8番 笹川 悦子
 9番 稲垣 惠一
 10番 小路 一男

 1番 辻元 利治 12番 北田 榮次
 13番 野口 博史

 14番 加藤 博一 15番 神田 隆生
 16番 仲野 良次

 17番 佐茂 仁士 18番 大住 勝
 19番 松井 正義

 20番 橋本 正 21番 上田 春雄

3. 欠席委員 4番 乾 敏雄

- 4. 会議録署名委員 15番 神田 隆生 16番 仲野 良次
- 5. 出席事務局職員 事務局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治、参事 尾崎 竜太郎 中井 正美
- 6. 議事日程

第43号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件

第44号議案 農地法第4条の規定による許可の件

第45号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件

報告第39号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による 届出受理)

報告第40号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による 所有権移転届出受理)

報告第41号 農地等状況報告の件

令和元年第10回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議 長

それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年第10回 箕面市農業委員会総会を開会いたします。

座らせていただいて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。

事 務 局

傍聴者はございません。

議 長

次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局 出席状況をご報告いたします。

本日は、乾委員から欠席の届け出がございます。

委員21名中、出席委員は20名となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議 長

それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ご ざいませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

それでは15番の神田委員さんと、16番の仲野委員さんにお願いいたします。

次に、日程第2、第43号議案、農地法第3条の規定による所 有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第43号議案、農地法第3条の規定による所 有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は1ページからでございます。

申請地は、稲は、地目は台帳・現況共に田、面積

氏、職業は、、農作業歴は、年、耕作面積は

■平方メートル、通作距離は 0.5キロメートル、主たる従事者との関係は でございます。

譲渡人の住所は譲受人と同じ、 氏、持ち分1/2の所有権移転、区域は調整区域となっております。

以上、第43号議案のご説明とさせて頂きます。

議 長

本件につきまして、乾委員さんに報告をお願いするところで すが、本日欠席ですので、報告書を事務局に代読をお願いしま 議 事務 局

す。

第43号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

この度、世帯主の 氏は、所有権の持ち分を、同居する長男の 氏へ移転しようとするものです。

近は を務めながら、これまでも農業を兼業で営んでこられ、 農作業歴も 年あり、トラクターなどもお持ちで、自ら農業経営を営む ことに問題は無いと思われます。

念のため向こう3年間、耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

長

議

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに 決定いたします。

次に、日程第3、第44号議案、農地法第4条の規定による 許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第44号議案、農地法第4条の規定に よる許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、外院 、地目は、台帳田、現況雑種地、面積は 平方メートルです。

申請人は 氏、職業は です。転用目的は賃貸用倉庫、農地区分は第3種農地となっています。

以上、第44号議案のご説明とさせていただきます。

議 長

本件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員

第44号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、 を東に500メートルほど進んだところの交差点の南側にある土地です。

この土地は、申請者、 氏が相続により平成17年11月9日に

辻元委員

持ち分1/2の所有者となり、平成19年7月5日付けの農業用施設の設置報告をもって、農小屋を設置されました。

その後、新たな相続により、平成29年10月9日に 氏へ持ち 分が全部移転となりましたが、その時点で、すでに農小屋の使用目的が変 わっており本来、農地転用の申出をすべきところ、当時、農地法に関する 知識がなかったため、転用の届出がなされていませんでした。

その点について指導を行い、この度、4条の規定による許可申請がなされたものです。なお、手続きを怠っていたことについての、始末書も提出されております。

周辺の状況ですが、東側南側は宅地、北側西側は道路で、雨水は道路側溝へ排水されています。

周囲に農地はなく、倉庫が建てられた当時から問題なく今日まで経過しており、他の農地への影響はありません。

なお、本申請地は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域 で、申請の内から概ね500メートル以内に教育施設・公共施設が存する ため、第3種農地にあたります。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 議 長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに 決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいた だいた後に、許可書を交付するものです。

次に、日程第4、第45号議案、相続税の納税猶予に関する 適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第45号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は、5ページからです。

被相続人は

氏、職業は

、所有面積は平方メートルです。

相続人は、住所は被相続人と同じ、氏名は・・・・・氏、職業は

、生年月日は 、適用面積は

平方メートル、被相続人と

、相続開始年月日は

3

事 務 局

の続柄はです。

適用農地につきましては栗生間谷東 、地目は台帳・現況共に田、面積 平方メートル、他4筆の合計5筆で、面積の合計 平方メートルです。全筆、生産緑地となっております。

以上、第45号議案のご説明とさせて頂きます。

議長

本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

西田委員

第45号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、茨木能勢線、栗生間谷西を北に100メートル進み、1筆はさんだところにある農地1筆と、その位置から東へ約200メートル行ったところの4筆の合計で方メートルの農地です。

中請人の 氏は、平成31年3月8日に、耕作者であった 氏を亡くされ、このたび、相続された農地において、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

氏は現在 歳で従前から家族と共に農業経営に携わってこられ農作業に従事されています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われます。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税 猶予の適格者証明の発行には、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これに ご 異議ございませんか。

全 委 員 議 長 異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに 決定いたします。

次に、日程第5、報告第39号、専決処理の報告の件、農地 法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたしま す。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

報告第39号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

事 務 局

届出地は如意谷 、地目は、台帳・現況共に田、面積 平方メートルです。届出人は 氏、職業は 、転用目的はシャッター付き倉庫となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和元年10月2日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第39号のご説明とさせていただきます。

議 長

本件につきまして、松井委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

松井委員

報告第39号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、箕面池田線、如意谷 を南に60メートル、そこから東へ100メートル入ったところの南東付近にある農地です。

申請地は、周辺を宅地や駐車場に囲まれた住宅地内にあります。

転用の目的は自家用のシャッター付き倉庫を建て自己所有のトラクターなど農機具等を格納するとのことで、この度、4条届出の提出を行ったものです。

周辺の状況は、西側は自己所有の駐車場、北側は道路、東および南側が 他人の宅地となっており、雨水は道路側溝に放流します。

付近に農地はなく、他の農業経営に影響はありません。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第40号、専決処理の報告の件、農地法 第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題と いたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

報告第40号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は白島 、地目は、台帳・現況共に畑、面積 平方メートルです。

譲受人は 氏、職業は 、譲渡人は、 氏、職業は 、 転用目的は、資材置き場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和元年9月26日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第40号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、辻元委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員

報告第40号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

中請地に係る農地の場所は白島 で箕面池田線、 を南 に約 1 0 0 メートル行ったところの 西側にある農地で す。

譲受人の 氏は、農機具置き場倉庫及び駐車場の整備を目的に、 この土地を 氏から譲り受けて、農機具の資材置き場に使用されよ うとするものです。

周辺の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は水路及び河川、北側は所有宅地となっており、農地への悪影響はありません。

なお、雨水排水については、道路側溝へ放流のため、周囲の農業経営に 影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第7、報告第41号、農地等状況報告の件を議題と いたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして報告をお願いいたします。

北田委員からお願いします。

北田委員

氏、 氏の農地、上止々呂美 他、耕作者、 氏は、一部が除草されています。面積が広いので順次除草しているとのことです。 氏に除草を再度指導しました。

氏の農地、下止々呂美 他は指導の結果、は除草完了です。残りの1筆は10月中に除草をするとのことです。

議 長 大住委員

次に、大住委員お願いします。

| 氏のヒバ林の農地、西小路|| 他は除草

氏の農地、西小路 他は中央部のみ除草済 みです。至急連絡をくれるようお願いの文書を投函しました。

世界の農地、西小路 は南側のふちのみ除草 草済みです。ほかの部分の除草も指導しました。

田でいた柿の枝を伐採しました。 出ていた柿の枝を伐採しました。

議長

次に、清水委員お願いします。

清水委員議長

佐茂委員

議 長稲垣委員

清水委員 概ね良好に管理されています。

次に、佐茂委員お願いします。

氏の農地、桜 は除草完了です。風で倒れそうな高木の伐採について事務局と調整中です。

次に、稲垣委員お願いします。

氏の農地、新稲 は雑草繁茂状態です。指導を行うも留守がちのため、除草のお願い文書を投函するも返事がありません。文書を再投函しました。

氏の農地、新稲 は半分程度除草 されていました。残りについて除草を指導しました。

氏の農地、新稲 は雑草繁茂状態です。 腰を痛めているので業者に依頼するとのことです。

のオリーブ園、新稲 は雑草繁茂状態です。早急に除草するよう指導しました。

次に、乾委員お願いします。

氏の農地、萱野 他は前回と変わらず半分除草完了です。経過観察していきます。

次に、橋本委員お願いします。

氏の農地、西宿 は大木の枝が折れていて 処理が課題です。雑草繁茂状態です。除草等のお願いの文書を 投函しました。

氏の農地、萱野 は雑草繁茂状態です。除草のお願いの文書を投函しました。

氏の農地、西宿 は雑草繁茂状態です。 除草を行うとの回答がありました。早急に行うよう指導しました。

議 長 辻元委員

次に、辻元委員お願いします。

氏の農地、白島 他は雑草繁茂状態です。市と買収交渉中です。農地の除草と雑木伐採を指導を引き続き行います。

次に、松井委員お願いします。 概ね良好に管理されています。

次に、小路委員お願いします。

氏の農地、粟生外院 は 6 割方が除草済みです。10月中旬までに除草完了予定です。

よの農地、粟生外院 は9割除草済みです。引き続き除草を指導しました。

議 長 橋本委員

小路委員

氏の農地、栗生外院は雑草繁茂状態なの で除草を指導しました。

氏の農地、粟生外院は雑草繁茂状 態です。除草方法について事務局と調整中です。

氏は雑草繁茂状態だが、自然農法とのことで膝下くらいまで刈 るとの意向です。除草を指導しました。

次に、稲野委員お願いします。

稲野委員 概ね良好に管理されています。

次に、加藤委員お願いします。

氏の農地、小野原西 は雑草繁茂状態で す。除草については事務局と調整中です。

次に、仲野委員お願いします。

氏の農地、粟生間谷西・・・・・・・・・・他はヒバが巨木化、 及び雑草繁茂状態です。手放したい模様です。除草については勝尾 寺川ほたるの会が年内に行う予定です。

除草が進んでいます。管理する意志はある模様です。涼しくなって きたので除草を進めるよう指導しました。

氏の農地、栗生間谷西 採した竹が法面・畑内に散乱しています。以前と変わらない状態で す。良好な状態にする約束をしているので、様子を見ていきます。

次に、西田委員お願いします。

氏の農地、粟生間谷東は雑草繁茂状態で中々 連絡が取れません。除草の意志はあるとのことです。経過観察して いきます。

氏他1名の農地、彩都粟生南 は雑草繁茂状 態です。シルバー人材センターに除草依頼中です。

氏他1名の農地、彩都栗生南 他は雑草繁茂状態 です。近く、除草を息子に頼んでみるとのことです。

ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かござい ますでしょうか。

他にないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたし |ました。事務局より何か連絡事項等がございますか。

(下記連絡事項等について説明)

- 1. 大阪府農業委員会大会の開催案内
- 2. 総会の日程変更

議 長

議 長

加藤委員

議長 仲野委員

議長 西田委員

議 長

事 務 局

議 長野口委員

他に何かございませんか。

先ほどの、議案案件に関する報告について、担当地区農業委員が 欠席であることから、事務局から調査報告があった。

これまでは、担当委員が欠席の場合、近隣地区の担当委員等が調査報告を行っており、事務局が議案に関して担当委員に代わり調査報告することはなかったように記憶している。

担当委員が欠席の場合に事務局が調査報告を代理といえども行うことは、農業委員に対して失礼な行為と思われる。

箕面市の本会議でも代理で説明することはない。

議案案件であるため、近隣担当地区の農業委員が報告すべきと思 うが事務局の考えを聞かせて欲しい。

議 長事務/局

事務局、説明できますか。

ただいまの質問につきまして、過去の経緯も調査しまして、次回 委員会で報告させていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

議長

次回の委員会で事務局から説明をお願いします。

これをもちまして令和元年第10回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後14時18分閉会)

上記は、令和元年第10回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会 会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

> 議 長 版 本春代沿 署名委員 神田 隆生 署名委員 小野 哀次